

議案第161号 指定管理者の管理する公の施設に係る変更について

議案第168号 指定管理者の指定について

(大津湖岸なぎさ公園(市民プラザの一部に限る。))

議案第161号指定管理者の管理する公の施設に係る変更について及び議案第168号指定管理者の指定について(大津湖岸なぎさ公園(市民プラザの一部に限る。))につきましては関連することから、一括してご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

議案の概要でございますが、議案第161号は、令和3年に指定管理者を指定した公の施設のうち、議案第168号で別の指定管理者を指定することに伴い、対象となる大津湖岸なぎさ公園の区域を除外するため、名称の変更を行うものです。

また、議案第168号は、大津湖岸なぎさ公園(市民プラザの一部に限る。)の区域について、新たに指定管理者の指定を行うものです。

3ページからは議案第161号の説明内容となります。

4ページをお願いいたします。

令和3年に指定した指定管理者の指定状況となります。令和4年4月1日から令和9年3月31日までを指定期間として、大津市公園緑地協会などを構成団体とするおおつ協会都市公園グループが北比良旧舟だまり公園ほか225公園の管理運営を行っております。現在の大津湖岸なぎさ公園の指定管理区域のうち、市民プラザ周辺の区域につきましては、図に示しているとおりです。

5ページをお願いいたします。

変更後の指定管理区域を示しております。現在、なぎさ公園の市民プラザにおいて、Park-PFI（公募設置管理制度）を活用した再整備を進めており、市民プラザ内に新たに設置される店舗等の公募対象公園施設とともに、周辺に整備される園路等の特定公園施設を一体的に管理するため、当該区域を指定管理区域から除外するものです。

除外する区域については、図に示しているとおりです。新たな指定管理者が管理運営を開始する令和7年3月24日に変更を予定しております。

6ページをお願いいたします。

令和3年に指定した際の指定内容との新旧対照表となります。公の施設のうち、大津湖岸なぎさ公園（ヴェルツブルクハウスを除

く。)を(ヴェルツブルクハウス及び市民プラザ(一部に限る。)を除く。)に変更するものです。

7ページからは議案第168号の説明内容となります。

8ページをお願いいたします。

大津湖岸なぎさ公園(市民プラザ)再整備事業の概要となります。大津湖岸なぎさ公園では、新たなにぎわい創出や公園のさらなる魅力向上に向け、民間活力による再整備を進めており、カフェなどの収益施設と施設周辺の園路、広場等を一体的に整備・改修するPark-PFI(公募設置管理制度)を活用しております。

9ページをお願いいたします。

市民プラザ再整備事業の経過及び事業者提案の計画概要となります。本事業は、令和4年7月に公募により設置等予定者として株式会社たねやを選定し、同年8月にPark-PFI事業に関する基本協定を同社との間で締結いたしました。その後、計画の詳細について同社と協議を重ね、令和5年3月に公募設置等計画を認定し、同年1月から工事に着手しております。令和7年3月には事業者による再整備工事が完了し、供用開始の予定です。

事業者提案の整備計画の概要ですが、公募対象公園施設として、カフェ併設の物販店舗、専用駐車場を整備、管理されます。また、

店舗等の周辺には園路、植栽などの特定公園施設を整備され、工事完了後本市へ無償で譲渡される予定です。

10ページをお願いいたします。

大津湖岸なぎさ公園（市民プラザの一部に限る。）の指定管理の概要となります。

指定期間は令和7年3月24日から令和12年3月31日まで、基準費用は期間中の総額として51,191千円となります。業務内容としては、大津湖岸なぎさ公園（市民プラザの一部に限る。）を利用に供する業務、公園施設の維持管理に関する業務、その他市長が定める業務となります。

指定管理区域は、大津湖岸なぎさ公園の市民プラザの一部となりますが、一部 Park-PFI による公募対象公園施設のエリアと重なっており、公募対象公園施設の範囲は株式会社たねやが設置管理許可を受けて直接管理いたします。

11ページをお願いいたします。

申請者及び審査結果の概要ですが、申請者は株式会社たねやとなります。株式会社たねやは、Park-PFI を活用した再整備事業について本市の認定を受けた事業者であり、店舗等の公募対象公園施設を整備するとともに、その周辺の区域に園路等の特定公園施設を併せ

て整備し、これらの施設の整備完了後、店舗等については同社が管理し、特定公園施設は本市に譲渡されます。

指定管理者による管理については、店舗等及び園路等の区域の安定的かつ効率的で質の高い維持管理を図る観点から、店舗等の管理と一体的に行わせることが適当であり、店舗等の管理を行う同社が指定管理者として最も適任であることから、一般公募を行わず、同社を市民プラザの一部の管理を行わせようとする法人等として指名し、選定委員会において審査いたしました。

審査の結果、特に施設管理の基本方針や団体独自の特色あるサービス、公園の魅力向上及び集客増のための具体的提案について高い評価を受け、施設の設置目的を効果的に達成できると評価したため、指定管理者の候補者として選定したものです。

12 ページをお願いいたします。

選定委員会における評価項目と事業者の提案内容となります。

評価項目としては、安定的な運営、サービスの向上、経費の縮減、その他の4項目に基づき、管理体制や緊急時の対応、団体独自の特色あるサービス、公園の魅力向上などの具体的提案を受け、審査いたしました。

13ページから15ページまでは申請者から提出された事業計画の概要となります。7つの基本方針に基づき施設の管理運営を行う計画となっております。

利用者の快適な利用を推進するための人員体制や警備体制の構築、地域活性化のための情報発信、市民や利用者との協働による森づくり、公募対象公園施設との一体運営による経費縮減と効率化など、Park-PFI事業者であるとともに、他の施設の運営実績やノウハウを活かし、なぎさ公園のさらなる魅力向上やにぎわい創出につながる管理運営の提案をされております。

以上で議案第161号及び議案第168号のご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。